

小川町が高齢者の負担軽減にふみだす

介護認定4、5の方に特別障害者控除が適用!



第4回12月定例議会

日本共産党

小川民報

発行

日本共産党
小川町委員会
編集責任者
笠原武
生活と法律相談
本多重信
72-3527
柳田多恵子
73-2562



柳田たえこ議員の一般質問に答える



障害者手帳を持っていないくても、65歳以上の高齢者で障害者に準ずると認定された場合には障害者控除が受けられます。手続きのため、要綱が整備され、12月1日から該当者に適用されます。広報やホームページなどでも周知されます。



12月議会が5日に開会、12月14日開会しました。柳田たえこ議員は一般質問で、高齢者の障害者控除、後期高齢者医療制度、交通手段の確保、改正DV法についての4項目を取り上げました。議案は22件、請願1件。すべて承認可決されました。

介護保険で要介護4、5の認定を受けている65歳以上の方で、介護認定調査の「主治医の意見書」の心身の状況が「特別障害に準ずる」と確認された方。また要介護4、5の状態が前年度から固定化しているなどの条件をすべて満たしている方は、本人または家族が福祉課で認定書の申請をし、「承認されると税額控除（特別障害）が受けられます。

特別障害者控除は、納税者自身が障害者である場合、また控除対象配偶者と扶養親族に障害者がいる場合にも適用することができます。さかのぼって認定を受けた場合4年の更正請求を受けることも可能です。

住民税が非課税になる人も!

この控除で税負担が軽減されます。税制改正で非課税から課税になった方が再び非課税になる可能性もあります。介護保険料、国保税にも影響します。確定申告、更正請求をしましょう。詳しくは福祉課へ問い合わせてください。

負担軽減の例

所得125万円以下(本人)	住民税非課税
特別障害者(本人)	は所得税で40万円、住民税で30万円を所得から差し引くことができ、税金を減らせます。
特別障害者(配偶者)	は所得税で83万円、住民税で61万円を所得から差し引くことができ、税金を減らせます。
同居する扶養老親(70歳以上)	が特別障害者の場合は、納税者本人の所得から所得税で93万円、住民税で68万円差し引くことができ、税金を減らせます。

その他の質問



後期高齢者医療制度について

Q 一定の障害のある人で今までの老人保険に加入していた人の扱いは。町独自の保険料の軽減はしないか。滞納者に資格証を発行するのはか。

町民課長 町長
現行のままか、後期高齢者医療制度に加入するか選択については個別通知を送付し、意を確認をする。保険料の軽減は現段階では考えていない。資格証は広域連合が発行主体である。制度がスタートして問題が出てくれば考える。

せせらぎ

先日のことでした。「お年寄りいじめの後期高齢者医療制度を許さない」の日本共産党のポスターを張りに行つた時のことです。

いつも塀に張らせてもらつて居る家で、「こんにちは。いつもすみません。ポスターを替えさせてください。」と挨拶したところ、八〇も半ばと思われのおばあさんが出てきて私たちの張っているポスターを眺めていました。私が張りながら「本当に困つたもんですよ。この年寄りいじめには・・・何とかしなくちゃね。」と言うと、「まったくねえ。どうしようもないやねえ。」そこで「いや、おばあさん、選挙ですよ。選挙の時、自民党に入れちゃだめですよ。」と言うと、「わたしや昔から自民党は大嫌いですよ。だって金持ちがなつて、金持ちのことしか考えちゃいねえんだから・・・」わかつていらつしやる。おばあちゃん、がんばろうね。冷え込みの強い日で、吹く北風は冷たく頬を刺していましたが、私の心の中には熱いものがふつふつと湧き出していました。

(官ノ倉三太郎)

交通手段の確保は

Q 道路運送法が改正され、今まで移動サービスを利用していた一部の人が利用できなくなった問題は。今後、交通手段の確保はますます求められてくるが、町としての考えは。

健康福祉課長 介助を有する方に利用してもらう制度の趣旨を理解してもらいたい。高齢者の交通手段の確保はまだ諸条件が整わない。

改正DV法、町としてどう取り組む

Q 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が来年の一月施行となるが、市町村の「努力義務」である基本計画の策定、相談支援センター設置について町の考えは。

総務課長 小川町では当面は関係各課と話し合いをし、時期を見て考えていきたい。相談支援センターについては、ハード・ソフト両面から財政負担が必要なので政策推進課と相談してみたい。

75歳以上の高齢者の命と暮らしをおびやかす 日本共産党は中止を求め反対

後期高齢者医療に関する条例制定可決



何でもかんでも年金から天引きなんて許せない！

反対4 賛成11

後期高齢者医療制度の運営主体（保険者）は、各県の全市町村が加盟する「後期高齢者医療広域連合」で、保険料や医療給付、保険事業など定めて運営し、市町村は窓口となります。広域連合議会では、国や県の指導権限が強く、住民の要求や意見が届きにくくなっています。

埼玉県では年金額が2008万円、年額8万6310円の保険料が徴収されます。保険料は2年ごとに見直し、高齢者の医療給付費が増えればさらに保険料の値上げにつながり、後期高齢者の人数が増えるのに応じて、負担割合も引き上げられるという仕組みです。介護保険料と同様に年金収入が年額18万円以上のすべての人が年金から天引きされ、1年以上の滞納者には保険料が取り上げられ資格証が発行されず。窓口でいったん10割払わなければ医療が受けられません。

現行法では、75歳以上の高齢者には資格証は発行できません。人道的な配慮からです。人生の最終段階で保険料が取り上げられ医者にかかれぬ。高齢者の怒りと怨嗟の声を聞こえます。

社会保障の削減は1兆4000億円にも上っています。軍事費を削り、大企業や大金持ちに応分

の負担を求めます。日本共産党は後期高齢者医療制度の中止、税金の使い方を変え、福祉優先の政治を求めます。

後期高齢者医療制度の被保険者数見込み

小川町（07年10月末）	
75歳以上	3,727人
生活保護者	45人
障害認定者	153人
被保険者数	3,835人
年金年額18万円以下の人	307人（07年8月1日現在）

65歳以上の高齢者も年金から天引き

国民健康保険税も特別徴収に
反対4 賛成11

後期高齢者医療制度の対象にはならない65歳以上74歳以下の国保加入者にも来年4月、年金からの保険料天引きを始めるという徴収方法を変更するための条例改正が行われました。年金の種類を問わず年金が月額1万5000円以上ある人はすべて天引きとなります。

国保の滞納がどの自治体でも大きな問題で徴収に苦労していることは周知の事実です。しかし、暮らしていく上で2期、3期と滞納せざる得ない貧困や生活状況が現実としてあるわけです。制度を導入することで納税相談など自治体として住民生活をおもんばかることが希薄になっ

ていくのではないのでしょうか。「年金」という高齢者の命綱から天引きしていくこの条例改正に柳田たえこ議員は反対しました。

関連する議案として、町民課に後期高齢者医療制度の窓口を置く条例、介護保険料普通徴収の納期変更の条例制定に反対しました。

全会一致で可決

ふれあいプラザの指定管理者がフクシ・エンタープライズ埼玉支店に決定。同社は、現在パトリア、ふれあいプラザで委託業務を行っています。

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定が可決しました。

一般会計、特別会計補正予算が可決成立しました。

下里地区から出されていた道路整備に関する請願が可決。選挙管理委員会委員、補充員が原案通り承認されました。

役場職員の給与や休業、休日、勤務時間などにかかわる条例がすべて可決しました。



よいお年をお迎えください